平成２０年（フ）第９５６２号
三重県名張市梅が丘北２番町222番地
破産者　シルバーインダストリーこと　木下　吉裕
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７１９号
大阪府高槻市津之江北町14番９号
破産者　西田　良輔
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２１０号
大阪市旭区新森１丁目３番14号　新森ハイツ102号、開始決定時の住所大阪市旭区中宮３―15―15ジョイテルⅢ102号室
破産者　辻井　政一
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８７１号
大阪市此花区酉島１丁目１番６号
破産者　山内　弘美
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１３１号
大阪市天王寺区大道３丁目７番１号
破産者　楠　タエ子
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４２７号
大阪府豊中市浜２―20―28　ＴＡＭＡＴＥマンション402号、住民票上の住所大阪府茨木市沢良宜浜２丁目８番12号
破産者　小西　　悟
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２０５号
大阪市旭区大宮３―21―12　ハイツ優402、住民票上の住所堺市堺区榎元町５丁７番13号
破産者　浅野　興三
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３７１号
大阪市淀川区東三国５丁目10番15号パンション田村12号、住民票上の住所大阪市淀川区十八条３丁目11番19号
破産者　上田　竜生
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４７５号
大阪市中央区谷町６丁目17番５号
破産者　宮崎　迪敬
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４７６号
大阪市中央区谷町６丁目17番５号
破産者　宮崎　本子
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６３０号
大阪府枚方市藤阪元町２丁目50番２―405号
破産者　勝田　智子
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６８８号
大阪市都島区中野町３丁目６番12号
破産者　平野　明人
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７０３号
大阪府四條畷市岡山５丁目12番13号　ヴェルテ忍ヶ丘206
破産者　和田　則義
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５号
大阪府藤井寺市小山７丁目20番５号、開始決定時の住所大阪府藤井寺市小山８丁目13番８号
破産者　徳田工務店こと　徳田　信之
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５１２号
堺市南区庭代台２丁10番８―307号、前住所和歌山県岩出市曽屋314番地の６
破産者　安武　博人
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０２７号
大阪府富田林市喜志町３―７―５―309、住民票上の住所大阪府池田市井口堂２丁目７番17―Ｄ号
破産者　近藤　茂樹
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
鳥取県岩美郡岩美町大字岩本378番地44
破産者　清水　専一
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２号
北九州市八幡西区医生ケ丘９番８号、開始決定時の住所北九州市八幡西区光貞台３丁目19番４号
破産者　大畑　善文
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３１０号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美815番地１
破産者　藤川　新一
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部